**平成２９年（フ）第１２８号**
香川県仲多度郡琴平町782番地
債務者　梶原　節子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２９年（フ）第１７７号**
長野県上伊那郡箕輪町大字中曽根252－１　ＮＴＮみのわ寮、住民票上の住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7149番地　アルペングロー
債務者　髙相　　貴
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７８号**
長野県上伊那郡箕輪町大字中曽根252－１　ＮＴＮみのわ寮、住民票上の住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7149番地　アルペングロー
債務者　髙相　純子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７９号**
長野県上高井郡小布施町大字雁田981番地12
債務者　安田　君江
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第３１７号**
岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町５丁目46　アバンス大竹Ａ201、住民票上の住所岐阜県各務原市緑苑北３丁目62番地
債務者　陣内　恵美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第３６２号**
岐阜市下土居２丁目25番10―303号　（岐阜名鉄タクシーＫ・Ｋ北ビル）
債務者　澤田　松男
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第１２０号**
北海道余市郡余市町黒川町20丁目３番地24
債務者　髙杉　優花
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２９年（フ）第１２３号**
北海道苫小牧市桜木町１丁目22番６号クレストパレス203
債務者　熊倉　涼介
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２９年（フ）第７９３号**
仙台市太白区向山４丁目18番18号
債務者　渡邊　光子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第８４２号**
仙台市宮城野区岩切１丁目２番８号　サンフラワーハウス102
債務者　今野　成美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第３２号**
秋田県由利本荘市二番堰39番地10、前住所秋田県由利本荘市赤沼下237番地２
債務者　畑山　清春
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２９年（フ）第２１０号**
茨城県筑西市蓮沼1591番地106、前住所茨城県土浦市虫掛3682番地　柴沼住宅
債務者　和野　卓也
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第２３３号**
茨城県筑西市海老ヶ島1664番地１
債務者　鈴木　里美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第２３５号**
茨城県下妻市下妻丁405番地１　サンシャイン下妻206号室、前住所茨城県下妻市加養242番地９
債務者　小貫　秀秋
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第２３７号**
茨城県常総市坂手町878番地１
債務者　多賀　榮子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第２３８号**
茨城県筑西市二木成1011番地　サンコーマンション301、前住所茨城県筑西市下岡崎340番地１
債務者　菊地　優希（旧姓日向）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部